

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	2

公布された法令のあらまし

◎財務規則の一部を改正する規則（規則第20号）

地方自治法施行令の一部改正により、随意契約の方法により契約を締結することができる場合の予定価格の基準が引き上げられることを踏まえ、随意契約を行う場合の予定価格の限度額を改める等所要の整備を行うこととした。

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第20号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項第3号中「1,000万円」を「2,000万円」に改める。

第66条第2項に次のただし書を加える。

ただし、受取権者からの申出があるときは、現金で小口の支払をすることができるものとする。

第68条の2第1項中「又は前条の規定による隔地払又は」を「の規定による隔地払又は前条の規定による」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（公金の支払に係る通知）

第68条の2の2 会計管理者は、政令第168条の3第2項に規定する通知をするときは、総括店に対して資金決済書（様式第33号の2）により行うものとする。

2 前項の資金決済書には、別段預金支払手続依頼書（様式第33号の3）その他支払に係る必要な書類を添付しなければならない。

第70条の2第1項中「その指定する職員」を「出納局会計課長にそれぞれ別の箇所」に改め、同条第3項を削る。

第70条の3中「その指定する職員」を「出納局会計課長」に改める。

第70条の4第1項中「常時」を「歳出に係る現金の支払及び基金に属する現金の支払について、それぞれ」に改める。

第71条の4第2項中「会計管理者の指定する者」を「出納局会計課長」に改める。

第72条第2項中「知事が指定する者」を「出納局会計課に置かれた出納員（出納局会計課長の職にある者を除く。）」に改め、同項ただし書を削る。

第74条中「小切手確認者は」の右に「、総括店からの求めがあったときは」を加え、「届け出ておかなければならない」を「届け出るものとする」に改める。

第96条第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第131条の13中「公金振替書」の右に「、資金決済書」を加える。

別表第1の2の部中「、会計係長又は会計係主任」を削る。

様式第33号の次に次の2様式を加える。

様式第33号の2（第68条の2の2関係）

資金決済書				
				年度
総括店		様		
合計金額				
				支払日
兵庫県会計管理者 印				
区分	帳票名	件数	金額（円）	備考
合計				

A 4 横長

様式第33号の3（第68条の2の2関係）

	No.			
別段預金支払手続依頼書				
総括店		様		
合計金額				
会計年度		支払日		
出納科目		所管課		款
兵庫県会計管理者 印				

A 4 横長

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。